

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十八号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月一日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで